

「特定米国人」・「米国人所有外国事業体」とは

①「特定米国人」とは以下を指します。

- ・米国民または米国居住者
米国居住者とは、一般に183日以上、米国に滞在する者。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者を含みます。
- ・米国パートナーシップ、米国法人、米国財団、米国信託
但し、米国上場法人、米国政府、米国非課税団体、米国銀行等は特定米国人に該当しません。

②「米国人所有外国事業体」とは以下を指します。

- ・支配者のなかに、直接または間接的に25%を超える議決権または価値を有する特定米国人が1人以上いる外国事業体

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連企業
- ・政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人など

FWD富士生命保険株式会社

総合サービスセンター 通話料無料：0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～18：00

